

(5) 適切な精神科医療を受けられるようにする

- ・精神科医をサポートする人材養成など精神科医療体制の充実
- ・うつ病の受診率の向上
- ・うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
- ・慢性疾患患者等に対する支援

(6) 社会的な取組で自殺を防ぐ

- ・地域における相談しやすい体制整備の促進
- ・多重債務者、失業者の相談窓口の充実
- ・ホームドア・ホーム柵の整備の促進
- ・インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- ・インターネット上の自殺予告事案への対応等
- ・介護者への支援の充実
- ・いじめ電話相談等の体制整備等、いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- ・児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- ・生活困窮者への支援の充実
- ・報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

こころの健康相談統一ダイヤル
0570-064-556

電話をかけた所在地(各都道府県・政令指定都市)が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談機関に接続します。現在(平成26年3月)、45都道府県・政令市で実施中。詳しくはホームページへ。
http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/kokoro/kokoro_dial.html

(7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
- ・家族等身近な人の見守りに対する支援

(8) 遺された人への支援を充実する

- ・自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
- ・学校、職場での自殺発生直後の身近な人へのケア等事後対応の促進
- ・遺族等のための情報提供の推進等

(9) 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における公的機関との連携体制の確立
- ・民間団体の電話相談事業への支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援



平成28年までに、基準年である平成17年の自殺死亡率を
20%以上減少させることを目標としています。